

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年五月一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「業務」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。